

6. 4 29
3075

去 要

九月二十七日迄。二十八日頃。休養を遂げ、十月三日、

三十日工場の全額。二日合見

争議再発の概要

十月一日迄。二重木君が推し、代官の経費を二ヶ月、

争田氏共、望む工場に於ては、不在申上り、

争田氏共、望む工場に於ては、不在申上り、

再び工場争議に際會して

争議再発の概要

五五名中田二氏、争田氏と争ひ、

井上 善次、三ツハ

市外大崎町下大崎四二五
台資 車田鑄工所
代表者 車田 易太郎